

平成18年度改定に向けた検討スケジュールについて（案）

- 平成18年度診療報酬改定に向けて、本年秋以降、社会保障審議会の医療保険部会及び医療部会において、診療報酬改定に係る基本方針について審議が行われ、取りまとめられる予定。
- 中医協は、年明け以降、厚生労働大臣から、予算編成過程を通じて内閣が決定した改定率を所与の前提として、社会保障審議会において策定された基本方針に基づき、診療報酬点数の改定案の調査・審議を行うよう諮問を受けてから、具体的な診療報酬点数の設定に係る調査・審議を行うこととなる。
- 一方で、中医協においても、平成18年度診療報酬改定を視野に入れ、本年秋より、診療報酬調査専門組織の調査結果等を踏まえつつ、前回改定までの中医協における議論の経緯から引き続き検討することとされた事項について、以下のようなスケジュールを一つの目安として、調査・審議を行うこととしてはどうか。

10月

- ・ 手術に関する施設基準の在り方について
- ・ 介護保険との連携について
(在宅医療、訪問看護・ターミナルケア等)
- ・ 入院医療の評価の在り方について
- ・ 生活習慣病対策の推進について
- ・ リハビリテーションに対する評価の在り方について
- ・ 入院時食事療養費の評価の在り方について
- ・ 患者の視点の重視について
- ・ 後発医薬品の使用促進のための環境整備について 等

11月

- ・ DPCの在り方について
- ・ 慢性期入院医療における評価について

- ・ 初診料・再診料の体系等の外来医療の評価の在り方について
- ・ 小児医療に対する評価の在り方について
- ・ 精神医療に対する評価の在り方について
- ・ 医療提供体制に係る改革との連携について
- ・ 歯科診療報酬の見直しについて
- ・ 調剤報酬の見直しについて 等

12月

- ・ 医療の質や安全の確保等に関するコストの評価の在り方について
- ・ I T化の推進のための環境整備について
- ・ 診療報酬体系の簡素化・合理化について 等

(注1) 上記検討項目は、検討のスケジュールの目安とするために記載したものであり、網羅的なものではない。中医協における議論を踏まえ、適宜追加していくことを前提としている。

(注2) 上記検討項目の審議時期として記載されている月は、当該項目に係る審議を開始する月の目安を意味している。中医協における議論の状況を踏まえ、必要に応じて複数回審議を行うことを前提としている。

(注3) 上記検討項目の審議時期については、診療報酬調査専門組織の平成16年度調査結果等を踏まえて議論を開始できるものを先に審議し、診療報酬調査専門組織の平成17年度調査の結果や他の組織における検討状況を踏まえた議論を行った方がよいものを後に審議することを基本として、設定している。

(注4) なお、薬価制度の見直しについては薬価専門部会、保険医療材料価格制度の見直しについては保険医療材料専門部会において調査審議を行うこととしている。